

仕 様 書

1 件名

令和8年度 東京の観光への理解促進事業業務委託

2 事業目的

東京において持続可能な観光を実現するためには、都民の観光振興への理解及び肯定的な意識を醸成し、その上で、業界の次世代を担う人材も育成していく必要がある。

そこで、若年層の観光産業への関心を高め、将来のキャリア選択肢としての認識を促進するため、同世代向け媒体を活用した動画による情報発信を行うとともに、専門的な知見を持つ方等多様なスピーカーを迎え、東京にとっての観光の意義や多様なテーマについて学ぶ機会を提供する。

3 履行期間

令和8年5月19日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 実施体制

（1）実施体制

- ア 受託者は、本事業の開始に当たって、本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含めた体制管理方法及びリスク管理方法を財団に提示すること。
- イ 対象となる若年層（主に高校生）に効果的に観光産業の意義や魅力を訴求できる内容を考案できるよう、チーム内に教育旅行や探究学習等、観光を通じた学びの創出に知見のある人員を含めることが望ましい。

（2）スケジュール管理

受託者は、本事業の開始に当たって、本事業の履行に係るスケジュール等を明らかにした事業計画書を財団に提示すること。

受託者は、財団との連絡を密にするとともに、業務全般について適宜進捗状況を報告し、財団の確認を都度得ること。また、定期的に打ち合わせの場を設けるなど業務の円滑な遂行に留意し、進捗状況報告に対する財団の指示を遵守すること。

6 委託内容

（1）事業概要

以下のア・イの事業を実施すること。各事業の詳細は（2）以降を参照すること。

- ア 若年層に向けた観光理解促進のための動画制作及び効果的な発信
- イ 都内高校生等に向けた観光理解促進のためのセミナー・ワークショップ等開催

(2) 各事業の詳細

ア 若年層に向けた観光理解促進のための動画制作及び効果的な発信

(ア) 事業全体のスケジュール及び進行管理

動画の内容検討、撮影、編集、リリースまでを概ね令和8年11月までに完了すること。動画の具体的な内容検討に当たっては、少なくとも高校生を中心とした若年層へのヒアリング等を1回以上行い、同世代の関心を引く内容となるよう工夫すること。完成した動画については、リリース後11月から令和9年2月にかけて同世代に訴求し易いSNS等を活用して発信すること。以上を踏まえたスケジュールをあらかじめ作成すること。

(イ) 動画の方向性・仕様等について

主に高校生をターゲットとし、東京における観光の意義や社会における経済インパクト、観光産業の魅力が伝わるような動画を制作すること。制作に当たっては以下a～kを参照すること。

- a 観光客を受け入れる地域に暮らす人、働く人、観光資源の保全に努める人等、様々な切り口において観光客や観光産業がどのように日常生活や社会と繋がっているのかを視覚的にも訴求できる内容とする。高校生が理解しやすい内容とするため、ストーリーは、同世代の日常生活に馴染みのある場所やシチュエーションから観光産業との繋がりを意識できる内容が望ましい。

他都市例)

・米国 Maine Tourism Association

<https://www.mainetourism.com/membership/legislative-advocacy/i-am-maine-tourism/>

・豪州 Queensland Tourism Industry Council

<https://www.tourismcareers.com.au/join-the-crew/>

・一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

<https://www.ocvb.or.jp/topics/4654>

- b aに示したような方向性に沿って、3本以上を制作すること。
- c 3本以上の動画のうち、2分以内の長編は1本、30秒以内の短編を2本程度とする。高校生世代を主な視聴対象とするため、SNSにおける若年層の視聴行動を踏まえ、離脱を防ぎ、視聴完了率を高める工夫をすること。
- d SNSでの情報発信を目的として、Instagram投稿用の縦型動画(9:16)及びYouTube投稿用の横型動画(16:9)の2種類の動画を制作する。Instagram用動画は解像度1080×1920px、形式はMP4(H.264)、テロップはスマートフォン視聴を前提に視認性の高いものとする。YouTube用動画は解像度1920×1080px以上を基本仕様とし、形式はMP4又はMOVとする。なお、Youtube動画はセミナー・展示会などでの上映も想定した仕様とすること。
- e 言語は日本語とし、視覚的・聴覚的にも伝わる内容とするため、必要に応じて音声ガイドや字幕・グラフィック等を用いることが望ましい。それらの制作及び手配については受託者が行い、著作権料使用料等についても受託者が負担すること。また、原則として、公開期限がないものを使用すること。

- f 撮影や編集に係る一切の経費（会場借上料、キャスティング費（出演者の肖像権使用料を含む。）、機材調達費、コーディネート費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、全て本契約に含む。なお、肖像権は最低3年以上であること。
- g 制作チームにはクリエイティブディレクターを配置し、映像制作全般（想定：仮編集段階から映像完成まで）に渡って監修・確認を行うこと。
- h 内容に関しては、事前にシナリオ・絵コンテなどを作成すること。なお、撮影前の企画段階で関係各所との確認・意見聴取等の内容調整を行うことを想定しており、そのための期間を2～3週間ほど見込んでおくこと。
- i 本動画の制作に当たっては、社会通念上適切で公序良俗に配慮した内容とする。特定の人種、国籍、性別、年齢、障害、宗教等に対する差別的又は偏見を助長する表現を避け、政治的・宗教的な主張に偏らない中立的かつ公平な表現に努めること。
- j 制作する動画の被写体及び映り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に物件等の許諾を取得し、記録として残すこと。許諾申請の基準については、必要に応じて日本政府観光局によるガイドラインを参考にするとともに、財団とも確認の上、適切に対応すること。

・JNTO デジタルマーケティング ガイドライン集 URL

<https://www.jnto.go.jp/eng/download/index.html>

- k 内容の検討に当たっては、ターゲットとなる高校生を中心とした若年層への事前ヒアリングを実施し、そこで得た意見を基に効果的な内容を検討する。ヒアリングの実施に当たっては以下Ⅰ～Ⅶを参照すること。
 - Ⅰ ヒアリングは、動画内容の検討段階において6～7月頃、財団が指定した日時候補にて実施する。
 - Ⅱ ヒアリングは財団が調整・招集する都内の中高生10名程度に対して実施することとする。
 - Ⅲ 参加者には、あらかじめ実施目的、主催者、日時、実施内容等の案内を送付し、未成年の参加に当たっては保護者の同意を得られるような「参加同意書」のフォーマットを作成し、収集・管理を行うこと。
 - Ⅳ ヒアリングは原則財団内の会議室で実施する。
 - Ⅴ 財団と協議の上、事前に資料等を作成し、当日の進行を行うこと。なお、ヒアリングには財団職員も同席する。
 - Ⅵ 参加生徒には、会場への往復交通費の実費を支払うこと。
 - Ⅶ 参加生徒には、財団から提供する粗品を謝礼品として渡すこと。

（ウ）動画の効果的な配信について

完成した動画については、認知拡大及び高校生への効果的な訴求を目的としてSNS 広告による配信を行う。配信媒体は Instagram 及び YouTube を基本とし、若年層への訴求効果が見込まれる媒体（TikTok を除く）を活用すること。配信に当たっては以下 a から e に留意すること。

- a 広告配信費は3,000,000 円を上限とすること。

- b 主に高校生等（15 歳～18 歳）を対象として年齢や地域等のターゲティング設定を行うこと。配信形式はスマートフォン視聴を想定した縦型動画広告を基本とする。
- c 配信期間は、令和 8 年 11 月～令和 9 年 2 月とし、費用内で運用できる範囲とする。
- d 制作する動画の総視聴回数で 100 万回以上を目標とする。（例：動画 3 本の総視聴回数が 100 万回以上）
- e 広告配信に関して、実施報告書には以下の内容を報告すること。
 - I 表示回数
 - II 視聴回数
 - III クリック数

イ 都内高校生等に向けた観光理解促進のためのセミナー・ワークショップ等開催

（ア）事業全体のスケジュール及び進行管理

都内の高等学校に通う生徒等を対象とした、東京における観光産業の意義や社会的なインパクト、魅力を伝えるセミナー・ワークショップ等を実施し、観光への理解促進及び関心の向上を図る。実施に当たっては、生徒等が参加しやすい長期休暇期間や土曜日等に年 2 回程度開催することを踏まえ、事前準備、広報、開催、事後アンケート取りまとめ等の一連のスケジュールをあらかじめ作成すること。なお、参加者には中学生が含まれても構わない。

開催に当たっては以下開催概要及び a～n を参照すること。

<開催概要>

対象者	都内の高等学校及び中学校に通う生徒等 (国公立・都立・私立を問わない。)
開催時期	令和 8 年 7 月から令和 9 年 2 月のうち、土曜日又は週休日など
開催回数	2 回
時間	1 回あたり 90 分程度
会場	都内会議室・施設等
定員	30 名程度（事前申し込み制）
実施形式	ハイブリッド開催 ※後日、アーカイブ配信を実施
参加費	無料
テーマ・内容	東京における観光の意義・魅力について
備考	セミナー参加者に、事前の資料配布等が必要な場合は、受託者より配布すること。

- a 開催時期
中間・期末などの定期テスト前やテスト期間中を避け、長期休業日（夏休み、冬休み）、週休日や休日、土曜日とし、生徒等が参加しやすい日時を設定すること。土曜日開催の場合、授業を実施している学校を考慮し、午後の遅めの時間とすることが望ましい。
- b 回数
開催する 2 回は、異なる時期（例：7 月に 1 回、12 月に 1 回）でなくても良く、同時期に場所を変えて 2 回（例：12 月に 2 回）行っても良い。

- c 開催形態
イベントは、単独開催若しくは東京都や民間事業者、新聞社等が実施している中高生向けの探究学習や職業体験等に関する外部イベント内での開催も可能とする。
- d 定員
現地会場で30名程度を目標とする。なお、オンライン参加も可能とするが参加者数は一般的なオンライン会議ツール(zoom等)のウェビナー機能で許容できる範囲を上限とすることで良い。
- e 会場等
 - I 可能であれば2回の開催を23区と多摩エリアに分け、参加できる生徒等に地域で偏りが出ないように工夫すること。
 - II 会場はアクセスの良い外部会議室や施設等を活用すること。(外部イベント内での開催の場合、その施設環境に準ずる。)現地参加の生徒等の交通費は自費とする。
 - III ハイブリッド開催を想定し、参加者、登壇者及び東京都・財団職員数名と受託者(オペレーション要員を含む。)の常駐を想定し、十分な広さの会場を手配すること。
 - IV ハイブリッド開催における配信環境の手配
以下(a)～(d)の要件を備え、イベントの実施に最も適した配信環境(サーバー手配含む。既存のオンラインシステム等の活用や、複数のシステムの組み合わせも可。)を手配、提供すること。
また各講座開始の1週間前までに整備し、財団による状況確認を受けること。
(a)受講者が特別なアプリケーションのインストールを必要とせず、クラウド上で講義映像を閲覧することが可能なものであること。
(b)マルチデバイスに対応(パソコン、スマートフォン等での視聴)し、使いやすいインターフェイスであること。
(c)暗号化通信に対応した回線を使用し、同時視聴に際して、快適な受講環境(通信遅延、通信途絶、受信不能等がないこと)が保持できるものとする。なお、講座当日に受講者が定員を超える場合も、同様の環境条件を提供できるように対応すること。
(d)ハイブリッド開催の実施に必要とされる撮影機材、パソコン(配信用、配信管理用、動画共有用等)、スタッフ(オペレーション要員含む。)等を用意すること。また、配信トラブル等起こった場合も想定し、配信環境を整えること。
- f テーマ・スピーカーの選定等
 - I 東京にとっての観光の意義や社会的なインパクト、魅力を高校生に分かりやすく伝え、生徒が主体的に考えることのできるテーマ・内容構成となるよう、適したスピーカーやプログラムとする。参加後に、観光産業を身近に感じ、日常生活とのつながりや、将来のキャリアにおける選択肢として魅力的に感じられるような内容を実施すること。

- II 2回の内容は同じでも良い。また、方向性が同じであればスピーカー等は2回とも同じ必要である必要はない。
- III 前半は基調講演やトークショー及びパネルディスカッション等を取り入れながら、高校生が飽きずに聞きやすい構成を工夫すること。後半は生徒がテーマについて主体的に考えられるようなワークショップ形式であることが望ましい。
- IV スピーカーの謝金や旅費も本契約に含むものとする。
- V MC、モデレーターは受託者自身が行っても、又は外部委託でも構わない。

g 広報・集客

I 広報物

セミナーの実施概要を分かりやすく掲載したデジタルチラシを作成すること。

東京都の関連部署のウェブサイトにて広報をする可能性があることから、必要に応じてデジタルチラシを活用したバナー画像も準備すること（バナーサイズ目安は1280 × 720px）。

例）東京都 こどもスマイルムーブメント

<https://kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp/>

II 広報手段

都内の国公立・都立・私立の高等学校等には財団から周知する。なお、財団が複数校に個別のイベント説明を実施するため、その際は可能な限り参加すること。加えて、生徒、学校関係者等の関心層にリーチする広報手段があれば実施すること。

h 参加者募集業務

- I イベント実施 1.5 か月前を目途に申込WEBフォームを作成すること。また、財団及び東京都のプレスリリース発信日には稼働可能とすること。
- II 申込者に対し、申込フォームにおいて、予め写真・動画等のイベント記録のための撮影の同意を求めること。
- III 申込者に対し参加案内を発行すること。また、イベント実施1～2日前に出席を促すリマインドメールを発信すること。発信物については、適宜、個人情報の取扱い等、注意事項を記載し、事前に財団の確認を受けること。
- IV 募集開始後は、定期的に財団へ参加状況を報告すること。

i 申込者対応業務

I 申込者対応業務

事務局を設置し申込者からの問い合わせ対応、その他必要な連絡調整を行うこと。また、営業時間、電話番号、メールアドレスを開示すること。

- II 申込者数が定員数を上回る場合は公平性を保つ選出方法を提示し対応すること。

III 運営マニュアルの作成

イベント当日の運営マニュアルを作成し、実施1週間前までに財団に提出

すること。

j 当日運営

I 開催会場の設営等

- (a) 借上げ時間には設営、リハーサル、撮影、撤去時間を含むこと。
- (b) 財団及び講師と連携し、事前の打ち合わせ、配信リハーサルなどを行い、スムーズな進行、配信を行うこと。なお、適宜休憩時間を設けること。
- (c) 現地参加者全員が同時アクセスできる容量の Wi-Fi 接続環境を整えること。
- (d) 効果的なプログラム運営ができるよう必要備品を手配し、会場内に配置すること。(机、イス、プレゼンテーション用 PC、スクリーン、プロジェクター、マイク、スピーカー等を含む。)

II セミナー開始前の案内

開始前に注意事項等の案内を実施すること。会場アナウンス、メールでの事前案内、配信画面上への表示等を想定している。

k 参加者管理

- I 参加者の出席及びオンライン参加者のログイン状況を確認し、未登録者や不審者が含まれていないか、常時注意を払い、適宜対応すること。
- II 参加に際してトラブルが発生した場合の受講者用対応窓口を設置し、人員を配置すること。電話、チャット、メール等での対応を想定している。
- III 参加者の受講記録を作成すること（オンライン参加者はシステムログ等の利用も可）。

l ハイブリッド開催の運営

I 配信スケジュール

原則ライブ配信とする。

II 配信

事前に接続テスト等を実施し、配信が滞りなく実施できるよう準備すること。

III モデレーター（MC）の進行のもと、時間管理も受託者が行い、MC へ適宜指示を出すこと。

m 記録

- I 開催会場や講義中の様子が分かる記録用写真を撮影すること。
- II 2 回のセミナーを録画にて記録すること。(MP4 形式、配信ツール内の録画機能等を活用することも可。) また、アーカイブ動画として財団や東京都のウェブサイトに掲出するため、実施後に編集した動画を提供すること。

n 参加者アンケートの実施

アンケートフォームを作成し、実施後に回収すること。アンケートはオンライン上での実施を前提とし、アンケートの設問例及び回収率を上げるための工夫をすること。なお、アンケート回収は、全ての回において参加者の 8 割以上から回答を得ること。

7 納品物

以下（１）から（６）をデータにて納品すること。

（１）実施報告書

各事業終了後、速やかに個別に実施概要等を取りまとめること。効果測定及び分析結果、アンケート結果についてもあわせて取りまとめること。また、全ての事業終了後、速やかに事業全体の内容（各事業の実施状況、考察、次年度以降の提言など）をまとめた報告書を作成し提出すること。

（２）セミナー申込者リスト及び出欠リスト

（３）動画データ

（４）セミナーで使用した資料等

（５）セミナー参加者アンケート（回収分）

（６）セミナー記録写真・アーカイブ配信用動画

8 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届（別紙１）等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき受領から３０日以内に委託料を一括で支払うものとする。

9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、財団と協議し承認を得た事項については、この限りではない。

10 秘密の保持

受託者は、９により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

９により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*１ 第１４に定めるところによる。

*１ https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

12 委託事項・関係法令の遵守

受託者は、本契約業務の実施に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

13 個人情報の保護等

（１）「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり９により財団に承諾を得て一部

業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- ア 本事業を通じて得た生徒等の連絡先・メールアドレス・氏名等
- イ 講師等の連絡先・メールアドレス・顔写真データ等
- ウ イベント参加者、学校関係者等の連絡先・メールアドレス・氏名等
- エ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）もアからウと同じシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」***及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

また、9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

14 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (4) その他条件が変更となる場合は、都度両者協議の上、変更する。
- (5) 天変地異や政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては 別途そのポリシーに従い代金を支払う。

<連絡先>

公益財団法人東京観光財団 総務部総務課（担当：山村、藤田）

〒163-0915 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号 新宿モノリス 15 階
TEL : 03-5579-8873